

指定管理者募集に関する質問と回答

質問：人件費について、給与と賞与の合計を人件費とするのか。さらに給与と賞与の合計に法定福利費と福利厚生費を加算したものを、人件費とするのか。交通費は計算しないのか。

(回答) 人件費については、給与、賞与、法定福利費、福利厚生費および交通費(通勤手当)すべてを計上してください。

ただし、給与は「収支計画書補足資料：人件費の積算内訳(詳細)について(別記様式9)」の(2)「人件費積算額の内訳※収支計画書に記載した額(年額)」欄の「①基本給+基準内手当」欄に、賞与および交通費(通勤手当)は「②基準外手当」欄に、法定福利費および福利厚生費は「③法定福利費福利厚生費」欄に、それぞれ記載してください。

詳細につきましては、募集要項27ページから31ページの「収支計画書補足資料：人件費の積算内訳(詳細)について 記載要領」を参照してください。

質問：人件費についての許容範囲はあるのか。

(回答) 募集要項7ページには、管理委託料の限度額の内訳として人件費、物件費、一般管理費および消費税等を示しておりますが、施設の管理に係る収支計画書(別記様式6)の作成にあたっては、それぞれの内訳の割合が多少変動しても差し支えありません。